

自転車小売業者及び自転車貸付事業者の登録制度について

1 目的

- ・ 自転車を購入しようとする者及び自転車を借り受けようとする者の自転車の安全で適正な利用を促進し、もって条例の目的である「県民が安全で安心して暮らすことができる地域社会」の実現を図る。

2 事業概要

- ・ 条例及び規則に定める基準に適合する小売業者及び貸付事業者を県で登録し、県ホームページ等による公表、登録票の店舗掲出

3 事業内容

(1) 小売業者の登録基準

- 購入者に対し、保険への加入を確認していること
- 購入者の保険加入が確認できない場合、保険加入に関する情報提供を行っていること
- ◆ 購入者に対し、自転車の適正な通行の方法その他の自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供を行っていること
 - ・ 購入者に対し、交通事故防止のための措置等の啓発を行っていること
 - ・ 購入者に対し、必要な点検及び整備並びに防犯対策の啓発を行っていること
 - ・ 購入者に対し、防犯登録に関する情報提供を行っていること
 - ・ 県暴力団排除条例に規定する暴力団員・密接関係者でないこと

※ 申請手続き等その他の必要な事項は要綱で定める

※ ● 一条例で定める義務 ◆ 一条例で定める努力義務 ・ 一規則で定める基準

(2) 貸付事業者の登録基準

- 貸付自転車について、利用に関する保険に加入していること
- 借受人に対し、貸付自転車の保険内容に関する情報提供を行っていること
- ◆ 借受人に対し、自転車の適正な通行の方法その他の自転車の安全で適正な利用のために必要な情報の提供を行っていること
 - ・ 借受人に対し、運転者及び同乗者へ乗車用ヘルメットをかぶるよう勧奨していること及び乗車用ヘルメットの貸付けを行っていること。
- ◆ 貸付自転車について、交通事故防止のための措置等を講じていること
- ◆ 貸付自転車について、必要な点検及び整備を行っていること
 - ・ 幼児用座席備付けの貸付自転車について、ベルト着用の勧奨していること
 - ・ 幼児等が利用する貸付自転車について、安全上の措置の実施の勧奨していること
- ・ 貸付自転車について、防犯登録を行っていること
- ・ 貸付自転車について、適切に保管する場所を確保していること
- ・ 県暴力団排除条例に規定する暴力団員・密接関係者でないこと

(3) 登録の流れ

①申請・受付 ⇒ ②書類審査 ⇒ ③現地調査 ⇒ ④決定・通知 ⇒ ⑤県ホームページ等による公表、登録票の店舗掲出

※3年ごとに更新を受けなければ、期間の経過によりその効力を失う。また、基準に適合しなくなると認めるときは、登録を取り消す。